特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
50	国民健康保険に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤沢市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイル取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

藤沢市長

公表日

令和7年10月8日

[令和6年10月 様式3]

項目一覧

I	基本情報		
п	特定個人情報ファイルの概要		
(別	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目		
ш	リスク対策		
IV	開示請求、問合せ		
v	評価実施手続		
(別添2) 変更筃所		

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の内容	国民健康保険法(以下「法」という。)、国民健康保険法施行命、国民健康保険法施行規則、蕩沢市国民健康保験条例、護沢市国民健康保験条例を設ける。国民健康保験に関する事務として次の手続き合うことの。 (1) 国民健康保険資格確認事等の交付 (2) 資格破影等等交付申請の受理、申請内容の確認 藤沢市は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する連絡では、下番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1) 市区町村の区域内に住所を有するに至ったことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の受理、確認 (2) 法第6条各号に該当しななったことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る局出の受理、確認 (3) 世帯主の変更の個出の受理、在認 (3) 世帯主の変更の個出の受理、を認 (3) 世帯主の変更の個出の分理を力をなったことによる被保険者の資格表失に係る届出の受理、確認 (3) 世帯主の変更の個出の必要、を認 (3) 法第6条各号に該当するに至ったことによる被保険者の資格表失に係る届出の受理、確認 (3) 対策主の変更の周出の必要、確認 (3) 対策主の変更の通出の必要なび確認、限度額適用認定証の申請、返還(再交付申請の)集務に対して、対策を制度を対して、対策を制度を対して、対策を制度を制度を対して、対策を制度を制度を制度を制度を制度を制度を制度を制度を制度を制度を制度を制度を制度を
③対象人数	<選択肢> [10万人以上30万人未満] 1)1,000人未満 2)1,000人以上1万人未満 3)1万人以上10万人未満 4)10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム		
システム1		
①システムの名称	国民健康保険システム	
②システムの機能	1 資格の取得喪失、資格確認書等の発行履歴に関す 2 保険料の賦課に関する機能 3 給付情報に関する機能 4 保険料の収納に関する機能 5 保険料の滞納に関する機能	片る機能
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム [〇] 庁内連携システム] 既存住民基本台帳システム] 税務システム
システム2~5		
システム2		
①システムの名称	宛名管理システム	
②システムの機能	1 宛名情報管理機能 ・既存住民基本台帳システムに登録された情報を取得 ・藤沢市固有の識別番号(以下「宛名番号」という)の何 2 住民登録外者登録機能 ・住民登録登録外者の氏名・住所などの4情報等を登録 3 送付先情報登録機能 ・申請書に基づき、送付先情報の登録・管理する。 4 名寄せ機能 ・識別番号(宛名番号)が異なる同一個人のデータの名 5 口座情報管理機能 ・申請書等に基づき、口座情報を登録・管理する。	寸番を行い、個人番号にひも付けて管理する。 録し、宛名番号を付番する。
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム [〇] 庁内連携システム] 既存住民基本台帳システム] 税務システム)
システム3		
①システムの名称	中間サーバー	
②システムの機能	1 各種設定機能 ・利用する職員のアカウント登録、権限管理等の設置 2 符号取得機能 ・団体内統合宛名から取得した団体内統合宛名番号 3 情報提供用のデータ登録機能 ・特定個人情報(連携対象)の登録を行う。 4 情報照会機能 ・情報提供の求めを行い、特定個人情報(連携対象) 5 情報提供機能 ・情報提供の求めに対して、特定個人情報(連携対象)	を利用し、符号を取得する。 を取得する。
③他のシステムとの接続] 庁内連携システム] 既存住民基本台帳システム

	[〇] 宛名システム等 [] 税務システム
	[] その他 ()
システム4	
-	ヨ た 中体へ宛々シフェノ
(19人でムの名称)	団体内統合宛名システム
②システムの機能	1 団体内統合宛名番号管理 ・団体内統合宛名番号管理機能 ・団体内統合宛名番号管理機能 団体内統合宛名番号の付番を行う。 団体内統合宛名番号と既存住基システムの宛名番号をひも付けて管理する。 ・宛名情報管理機能 氏名・住所などの4情報を団体内統合宛名番号にひも付けて管理する。 ・中間サーバーとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。
	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム
	[〇]住民基本台帳ネットワークシステム [〇]既存住民基本台帳システム
③他のシステムとの接続	[〇] 宛名システム等 [] 税務システム
	[〇] その他 (中間サーバー)
システム5	
①システムの名称	国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) *国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ 詳と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。
に た え え で システムの機能	1. 資格継続業務 (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市 区町村から国保連合会へ送信する。 (2)被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル) 都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適 開開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。 また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保 検者資格データを配信する。 2. 高額該当回数の引き継ぎ業務 (1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) 市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入 地市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト) 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該 当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の 国保総合PCへ当該データを配信する。 3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報 の提供 (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。

		5機能と、国保理台会の国保総台(国保集利)ンステムなどを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のこ
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []住民基本台帳ネットワークシステム []宛名システム等 []その他 ([] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム
システム6~10		
システム 6		
①システムの名称	医療保険者等向け中間サーバー等	
②システムの機能	(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとなお、市区町村国保に関しては、情報提供、本人保係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人でにおける情報連携プラットフォームに係る中間で医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報が、被保険者の基本情報(氏名、生年月日、性好を検査する用途に限って、医療保険者等向け中(1)資格履歴管理事務に係る機能(i)資格履歴管理等が、加入者等の基本4情報(又人番号含む。)を委託区画に登録する。・運用支援環境において、委託区画から取得し続ける(※1)。 (ii)被保険者の基本情報(氏名、生年月日、性を検査する用途に限って、医療保険者等向に(iii)オンライン資格確認等システムへの資格情・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンラ	とめ機関が運営する。 トワークシステムを通じた情報照会・提供事務に確認事務に係る機能については、「地方公共団体ナーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供、本人確認事務に係る機能は行わない間、住所)と個人番号の紐づけが正しいか否かり間サーバー等によるJ-LISへの照会を行う。 はその一部)、資格情報及び各種証情報(個した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格別、住所)と個人番号の紐づけが正しいか否かけ中間サーバー等によるJ-LISへの照会を行う。情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外)がイン資格確認等システムに提供する。情報保護評価を実施するため当評価の対象外。据会・提供事務に係る機能な、システムの自動処理により、符号取得要話送する。ーションを操作すること別符号を取得し、機関別符号ファイルに格実施しないため評価対象外)な、「地方公共団体における情報連携プラットナーバー)」を経由して情報提供ネットワークナ中間サーバー等では行わない。で管理している情報と紐付けるために使用を受け付け、システムの自動処理により、
	認等システムで管理している情報と紐付けるい。)を提供する。 ※2 当該機能については支払基金が特定個人	情報保護評価を実施するため当評価の対象外。

	(3)本人確認事務に係る機能 (i)個人番号取得 及び (ii)基本4情報取得(身 ・市区町村国保による情報提供(副本情報) I フォームに係る中間サーバー(自治体中間・ システムと接続するため、医療保険者等向	ま、「地 サーバ	2方公共団体における情報連携プラット (一)」を経由して情報提供ネットワーク	
	[]情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	
③他のシステムとの接続	[]宛名システム等	[] 税務システム	
	[]その他 ()
システム7				
①システムの名称	住民税課税支援システム			
②システムの機能	・確定申告、住民税申告等の各種照会事務			
	[]情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	
	[]住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	
③他のシステムとの接続	[〇]宛名システム等	[(◯]税務システム	
	[]その他 ()
システム11~15	•			
システム16~20				

3. 特定個人情報ファイル名 国民健康保険情報ファイル

4. 個人番号の利用 ※

番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表 項番44

<オンライン資格確認の準備業務>

番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表 項番44 法令上の根拠

番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条

国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 住民基本台帳法第30条の9 別表第1項番73の2(J-LIS照会による本人確認)

5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	161、164、166、173 の項 (第2条の表における情報照会) 69、70、71、160の項 <オンライン資格確認の準備業 番号法 附則第6条第4項 (利用	の根拠) 2、48、56、65、69、83、87、101、105、125、131、137、141、145、158、 の根拠)
	別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3	第1項及び第2項

6. 評価実施機関における担当部署

	①部署	福祉部 保険年金課 総務·財務担当
ı	②所属長の役職名	保険年金課長

7. 他の評価実施機関

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名

国民健康保険情報ファイル

2. 基本	2. 基本情報		
①ファイル	レの種類 ※	<選択肢> (選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象と	なる本人の数	<選択肢>	
③対象と	なる本人の範囲 ※	国民健康保険システムに情報が記載されている者のうち、番号法施行日以降に国民健康保険の被保 険者及び世帯主、後期高齢者医療制度に移行した世帯員	
	その必要性	国民健康保険の適正な資格・賦課を行う必要があり、番号法第19条第8号により、情報提供ネットワークシステムを用いて、同法別表第二に掲げる事務に国民健康保険情報を提供する必要があるため	
④記録さ	れる項目	<選択肢>(選択肢>100項目以上 100項目未満 2)10項目以上50項目未満3)50項目以上100項目未満 4)100項目以上	
	主な記録項目 ※	 ・識別情報 [○] 個人番号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) []連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 *** ・業務関係情報 [○] 地方税関係情報 []健康・医療関係情報 [○] 医療保険関係情報 []児童福祉・子育で関係情報 []障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報 [○]介護・高齢者福祉関係情報 [○] 子が・教育関係情報 []学校・教育関係情報 []グ害関係情報 []学校・教育関係情報	
	その妥当性	・個人番号: 国民健康保険情報の個人を正確に特定し、番号法第19条第8号、及び別表第二により情報提供ネットワークシステムを用いて国民健康保険情報を提供する必要があるため。 ・その他識別情報: 当市において、個人を一意に識別するため独自の識別番号(宛名番号と表記)を保有する。 ・4情報: 国民健康保険情報の個人を正確に特定し、資格確認書等、通知書送付先等の情報として使用するため保有する。 ・その他住民票関係情報: 国民健康保険被保険者の住所、世帯情報を正確に把握する必要があるため。 ・地方税関係情報: 保険料賦課や高額療養・限度額認定を的確に行うため。 ・医療保険関係情報: 国民健康保険の資格・賦課・給付を的確に行うため。 ・介護・高齢者福祉関係情報: 国民健康保険の資格・賦課・給付を的確に行うため。 ・生活保護・社会福祉関係情報: 支給等を的確に判定するため。 ・その他・口座登録・連携ファイル関係情報・登録されている受取口座へ適切に振込を実施するため。	
	全ての記録項目	別添1を参照。	
⑤保有開	始日	平成27年10月1日	
⑥事務担	当部署	福祉部 保険年金課	

3. 特定個人情報の入手・使用			
		[〇]本人又は本人の代理人	
		[〇] 評価実施機関内の他部署 (市民窓口センター、市民税課、介護保険課))
		[〇] 行政機関・独立行政法人等 (職業安定局、デジタル庁))
①入手元 ※ 		[〇] 地方公共団体·地方独立行政法人 (他市町村))
		[]民間事業者 ()
		[〇] その他 (神奈川県国民健康保険団体連合会))
		[〇]紙 [〇]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモ	<u>-</u> IJ
②入手方法		[]電子メール [〇] 専用線 [〇] 庁内連携システム	
②入于万法		[〇] 情報提供ネットワークシステム	
		[]その他())
③使用目的 ※		個人の情報を的確に把握し、適正な国民健康保険の資格・賦課・給付・収納業務を行うため	
④使用の主体	使用部署	保険年金課、六会市民センター、片瀬市民センター、明治市民センター、御所見市民センター、遠 民センター、長後市民センター、辻堂市民センター、善行市民センター、湘南大庭市民センター、 台市民センター、鵠沼市民センター、六会市民センター(石川分館)	
4分使用の主体	使用者数	〈選択肢〉 (選択肢〉 50人以上100人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上50人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上 	i
⑤使用方法		①社会保険加入喪失、転出入、出生死亡等の資格異動に伴う被保険者資格の取得喪失の認定 ②所得情報を元に保険料計算及び賦課・収納 ③被保険者への療養費支給等給付業務 ④被保険者対象の特定健康診査及び指導	
情	報の突合	国民健康保険事務にて保有する情報と個人住民税システム情報、給付事務のための介護情報、 給付関係情報との情報の突合を行う。	失業
⑥使用開始日		平成28年1月1日	

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] (選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (7) 件	
委託事項1		システムエンジニア派遣業務	
①委:	託内容	国民健康保険システムの運用・保守等	
②委割	託先における取扱者数	〈選択肢〉 1) 10人未満 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委i	託先名	株式会社 ワイイーシーソリューションズ	
再	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1) 再委託する 2) 再委託しない	
委託	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託	事項2~5		
委託	事項2	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務	
①委託内容		・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。	
②委託先における取扱者数		〈選択肢〉 (選択肢〉 10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上	
③委i	託先名	神奈川県国民健康保険団体連合会	
	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない	
再委託	⑤再委託の許諾方法	再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する 業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他当市のセキュリ ティポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請およ び再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結して いることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続きを経た上で再委託を承 認する。	
	⑥再委託事項	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処理の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。	

委託事項3		協働事業における国民健康保険業務の包括的業務委託				
①委託内容		 ・療養の給付に関すること ・療養費等の支給に関すること ・不当(不正)利得に関すること ・保険料の徴収に関すること ・保険料の還付に関すること ・被保険者の資格取得喪失に関すること ・保険料の賦課に関すること ・被保険者証の交付及び返還に関すること 				
②委託先における取扱者数		<選択肢>				
③委言	託先名	パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社 BPO事業本部				
重	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない				
再 委 託	⑤再委託の許諾方法					
	6再委託事項					
委託	事項4	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務				
①委託内容		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理および個人番号の紐づけが正しいか否かを検査するためのJ-LIS照会などを行う。				
②委託先における取扱者数		<選択肢>				
3委	托先名	神奈川県国民健康保険団体連合会 (神奈川県国民健康保険団体連合会は、国保中央会に再委託する)				

	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑤再委託の許諾方法	委託先の神奈川県国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、神奈川県国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が再々委託する場合も同様とする。)。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること・日本国内でのデータ保管を条件としていること・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 連用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者及び連用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上及び運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アブリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。
	⑥再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 (国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務」を含む)

委託事項5		医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務					
①委託内容		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。					
②委託先における取扱者数		〈選択肢〉【 10人以上50人未満2)10人以上50人未満3)50人以上100人未満4)100人以上500人未満5)500人以上1,000人未満6)1,000人以上					
③委託先名		支払基金					
	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない					
再委託	⑤再委託の許諾方法	委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が再々委託する場合も同様とする。)。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。・・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること・日本国内でのデータ保管を条件としていること・・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者及び運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上及び運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。					
	⑥再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務					
委託	事項6~10						
委託	事項6	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務					
①委託内容		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データパッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)					
②委託先における取扱者数		〈選択肢〉[10人以上50人未満] 1)10人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上					
③委i		神奈川県国民健康保険団体連合会					
	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない					

再委託	⑤再委託の許諾方法	委託先の神奈川県国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、神奈川県国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。・・1SO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること・・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること・・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること・・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。・・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築とおよび運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのようこと。						
	⑥再委託事項	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て						
委託	事項7	住民情報システムCokas-iの運用保守等						
①委	託内容	住民情報システムCokas−iの運用保守等						
②委	託先における取扱者数	〈選択肢〉 (選択肢〉 100人以上500人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上 						
3委	託先名	日本電気株式会社 神奈川支社						
声	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない						
再 委 託	⑤再委託の許諾方法	委託先より再委託承諾願いを収受し、再委託承諾書を通知する。なお、委託先との契約に含まれている「機密の保持」について、再委託先にも遵守を義務付けている。						
	⑥再委託事項	上記委託内容と同様。						

5. 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[〇] 提供を行っている (27) 件 [〇] 移転を行っている (11) 作	件
1.2. 八 19 FA 0.7 行 無	[] 行っていない	
提供先1	提供先については、別添3を参照	
①法令上の根拠	(別添3)提供先一覧に記載	
②提供先における用途	(別添3)提供先一覧に記載	
③提供する情報	(別添3)提供先一覧に記載	
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(別添3)提供先一覧に記載	
	[O]情報提供ネットワークシステム []専用線	
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
少徒供 万法	[] フラッシュメモリ []紙	
	[]その他 ()	
⑦時期・頻度	(別添3)提供先一覧に記載	
提供先2~5		
提供先6~10		
提供先11~15		
提供先16~20		
移転先1	子ども青少年部 子ども家庭センター	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項	
②移転先における用途	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務	
③移転する情報	国民健康保険給付関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	 <選択肢> 1)1万人未満 1万人未満 1万人未満 1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記載されている者のうち、番号法施行日以降に国民健康保険の被 険者及び世帯主、後期高齢者医療制度に移行した世帯員	保
	[〇]庁内連携システム []専用線	
@16±-+\+	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
⑥移転方法 	[] フラッシュメモリ [] 紙	
	[]その他 ()	
⑦時期·頻度	随時	

移転先2~5	
移転先2	健康医療部 健康づくり課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	予防接種法に関する事務
③移転する情報	国民健康保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記載されている者のうち、番号法施行日以降に国民健康保険の被保 険者及び世帯主、後期高齢者医療制度に移行した世帯員
	[〇] 庁内連携システム [] 専用線
⑥移転方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
<u> </u>	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	随時
移転先3	福祉部 生活援護課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	生活保護法に関する事務
	土冶体設法に関する事務
③移転する情報	国民健康保険給付関係情報
③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数	
④移転する情報の対象とな	国民健康保険給付関係情報 〈選択肢〉 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 3
④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象とな	国民健康保険給付関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 国民健康保険システムに情報が記載されている者のうち、番号法施行日以降に国民健康保険の被保
④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険給付関係情報 <pre></pre>
④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象とな	国民健康保険給付関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 国民健康保険システムに情報が記載されている者のうち、番号法施行日以降に国民健康保険の被保険者及び世帯主、後期高齢者医療制度に移行した世帯員 [〇]庁内連携システム []専用線
④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険給付関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 国民健康保険システムに情報が記載されている者のうち、番号法施行日以降に国民健康保険の被保険者及び世帯主、後期高齢者医療制度に移行した世帯員 [〇]庁内連携システム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)

移転先4	財務部 市民税課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	地方税その他地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する 事務
③移転する情報	国民健康保険関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記載されている者のうち、番号法施行日以降に国民健康保険の被保 険者及び世帯主、後期高齢者医療制度に移行した世帯員
	[〇]庁内連携システム []専用線
⑥移転方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
◎49年4月15	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	
移転先5	福祉部 高齢者支援課
移転先5 ①法令上の根拠	福祉部 高齢者支援課番号法第9条第2項
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 老人福祉法による費用の徴収に関する事務 国民健康保険給付関係情報
①法令上の根拠 ②移転先における用途	番号法第9条第2項 老人福祉法による費用の徴収に関する事務
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象とな	番号法第9条第2項 老人福祉法による費用の徴収に関する事務 国民健康保険給付関係情報 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象とな	番号法第9条第2項 老人福祉法による費用の徴収に関する事務 国民健康保険給付関係情報 - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上10万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 国民健康保険システムに情報が記載されている者のうち、番号法施行日以降に国民健康保険の被保
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	番号法第9条第2項 老人福祉法による費用の徴収に関する事務 国民健康保険給付関係情報 (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 国民健康保険システムに情報が記載されている者のうち、番号法施行日以降に国民健康保険の被保険者及び世帯主、後期高齢者医療制度に移行した世帯員
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象とな	番号法第9条第2項 老人福祉法による費用の徴収に関する事務 国民健康保険給付関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 国民健康保険システムに情報が記載されている者のうち、番号法施行日以降に国民健康保険の被保険者及び世帯主、後期高齢者医療制度に移行した世帯員 [〇] 庁内連携システム [] 専用線
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	番号法第9条第2項 老人福祉法による費用の徴収に関する事務 国民健康保険給付関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 4) 100万人以上 国民健康保険システムに情報が記載されている者のうち、番号法施行日以降に国民健康保険の被保険者及び世帯主、後期高齢者医療制度に移行した世帯員 [〇]庁内連携システム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)

移転先6~10	
移転先6	福祉部 生活援護課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務
③移転する情報	国民健康保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	 〈選択肢〉 1)1万人未満 1万人未満 1万人未満 1万人以上10万人未満 10万人以上1,000万人未満 100万人以上1,000万人未満 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記載されている者のうち、番号法施行日以降に国民健康保険の被保 険者及び世帯主、後期高齢者医療制度に移行した世帯員
	[〇]庁内連携システム []専用線
⑥移転方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
₩ 19∓Δ7J7 Δ	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	
移転先7	福祉部 介護保険課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	介護保険法に関する事務
③移転する情報	国民健康保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記載されている者のうち、番号法施行日以降に国民健康保険の被保 険者及び世帯主、後期高齢者医療制度に移行した世帯員
	[〇]庁内連携システム []専用線
⑥移転方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
₩19∓Ω/] /Δ	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	随時

移転先8	健康医療部 保健予防課					
①法令上の根拠	番号法第9条第2項					
②移転先における用途	感染症の予防及び感染症感謝に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関 する事務					
③移転する情報	国民健康保険給付関係情報					
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢>					
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記載されている者のうち、番号法施行日以降に国民健康保険の被保 険者及び世帯主、後期高齢者医療制度に移行した世帯員					
	[〇]庁内連携システム []専用線					
6 6 8 5 5 6 8 5 5 5 5 5 6	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)					
(の行列中位) 77人	[] フラッシュメモリ []紙					
	[]その他 ()					
⑦時期·頻度	随時					
移転先9	福祉部 障がい者支援課					
移転先9 ①法令上の根拠	福祉部 障がい者支援課 番号法第9条第2項					
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務 国民健康保険給付関係情報					
①法令上の根拠 ②移転先における用途	番号法第9条第2項 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務					
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象とな	番号法第9条第2項 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務 国民健康保険給付関係情報 < <u>選択肢></u> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満					
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象とな	番号法第9条第2項 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務 国民健康保険給付関係情報 - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上					
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	番号法第9条第2項 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務 国民健康保険給付関係情報 (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 国民健康保険システムに情報が記載されている者のうち、番号法施行日以降に国民健康保険の被保険者及び世帯主、後期高齢者医療制度に移行した世帯員					
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象とな	番号法第9条第2項 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務 国民健康保険給付関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上100万人未満 5) 1,000万人以上 国民健康保険システムに情報が記載されている者のうち、番号法施行日以降に国民健康保険の被保険者及び世帯主、後期高齢者医療制度に移行した世帯員 [〇] 庁内連携システム [] 専用線					
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	番号法第9条第2項 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務 国民健康保険給付関係情報 (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 国民健康保険システムに情報が記載されている者のうち、番号法施行日以降に国民健康保険の被保険者及び世帯主、後期高齢者医療制度に移行した世帯員 [〇]庁内連携システム					

移転先10	子ども青少年部 子育て給付課					
①法令上の根拠	番号法第9条第2項					
②移転先における用途	障がい者の日常生活及び社会生活を総合的支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務					
③移転する情報	国民健康保険給付関係情報					
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上					
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記載されている者のうち、番号法施行日以降に国民健康保険の被保 険者及び世帯主、後期高齢者医療制度に移行した世帯員					
	範囲 険者及び世帯主、後期高齢者医療制度に移行した世帯員 [〇] 庁内連携システム [] 専用線					
⑥移転方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)					
◎49年4月17日	[] フラッシュメモリ []紙					
	[]その他 ()					
⑦時期·頻度	随時					
移転先11~15						
	与礼 <u>如</u> / R P C A 是 A 出 方 松 字 F 底 日 业					
移転先11	福祉部 保険年金課 後期高齢者医療担当					
移転先11 ①法令上の根拠	福祉部 保険年金課 後期高齢者医療担当 番号法第9条第2項					
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務 国民健康保険給付関係情報					
①法令上の根拠 ②移転先における用途	番号法第9条第2項 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事 務					
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象とな	番号法第9条第2項 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務 国民健康保険給付関係情報 (選択肢>					
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象とな	番号法第9条第2項 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務 国民健康保険給付関係情報 - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上					
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	番号法第9条第2項 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務 国民健康保険給付関係情報 (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上100万人未満 5)1,000万人以上 国民健康保険システムに情報が記載されている者のうち、番号法施行日以降に国民健康保険の被保険者及び世帯主、後期高齢者医療制度に移行した世帯員					
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象とな	番号法第9条第2項 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務 国民健康保険給付関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 国民健康保険システムに情報が記載されている者のうち、番号法施行日以降に国民健康保険の被保険者及び世帯主、後期高齢者医療制度に移行した世帯員 [〇] 庁内連携システム [] 専用線					
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	番号法第9条第2項 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務 国民健康保険給付関係情報 (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 国民健康保険システムに情報が記載されている者のうち、番号法施行日以降に国民健康保険の被保険者及び世帯主、後期高齢者医療制度に移行した世帯員 [〇] 庁内連携システム					
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	番号法第9条第2項 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務 国民健康保険給付関係情報 (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 国民健康保険システムに情報が記載されている者のうち、番号法施行日以降に国民健康保険の被保険者及び世帯主、後期高齢者医療制度に移行した世帯員 [〇] 庁内連携システム					

6. 特定個人情報の保管・消去

|当市では国民健康保険情報ファイルを電磁的記録媒体で調製しており、以下に示した条件を満たして |いるサーバ内にデータとして保管している。

・権限のない者が入室できないよう入退室管理システムによる入退室の制御がなされ、監視カメラにより監視されているサーバ室にサーバを設置している。

・サーバ室はICカード、生体認証等により、許可された者のみが入室できることとしている。

・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザID・生体認証による識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。

・届出書等の関係帳票類は、入退室管理をする執務室内において、鍵付きキャビネット等で保管している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

・中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。

•ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。

・日本国内でデータを保管している。

・特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

<ガバメントクラウドにおける措置>

①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。

・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。

日本国内でのデータ保管を条件としていること。

②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バック アップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保

7. 備考

保管場所 ※

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 宛名情報

1. 宛名番号、2. 受付番号、3. 被保険者番号、4. 氏名、5. カナ氏名、6. 通称名、7. 生年月日、8. 性別、9. 続柄、10. 年齢、1
1. 住所、12. 郵便番号、13. 住所コード、14. 外国人区分、15. 住民登録区分、16. 前住所、17. 前住所郵便番号、18. 前住所住所コード、19. 住外期限、20. 住民となった日・届出日、21. 住定日・届出日、22. 転出予定日・届出日、23. 消除日・届出日・事由、24. 異動日・届出日・事由、25. 登録年月日、26. 更新年月日、27. 資格取得日・喪失日・事由、28. 送付先情報(住所、郵便番号 住所コード、設定日、期限 登録・更新年月日)、29. 別氏名

2. 資格情報

- 1. 被保険者番号、2. 現住所、3. 前住所、4. 世帯主、5. 世帯取得日、6. 取得事由、7. 世帯喪失日、8. 喪失事由、9. 漢字氏名、 10. カナ氏名、 11. 外国人氏名、12. 通称名氏名、13. 性別、14. 年齢、15. 生年月日、16. 続柄、17. 宛名番号、18. 連絡先 情報、19. 送付先情報
- 20. 資格取得情報(取得日、届出日、取得事由)、21. 資格喪失情報(喪失日、届出日、喪失事由)、22. 資格異動情報(異動日、届出日、異動事由)
- 23. 退職者受給情報(退該当・非該当日、届出日、退区分)
- 24. 介護証番号
- 25. 負担割合情報
- 26. 前期高齢者情報(区分、負担割合、基準収入適用申請)
- 27. 資格確認書等情報、28. 高齢受給者証情報
- 29. 学遠該当情報、30. 住所地特例情報、31. 居所不明情報、32. 社保情報
- 33. 後期高齢者情報、34. 旧国保被保険者(連絡票)情報、35. 旧扶養者(連絡票)情報
- 36. 介護適用除外情報
- 37. 処分情報(特別療養該当履歴、発行履歴)
- 38. マイナ保険証利用登録情報

3. 賦課情報

- 1. 被保険者番号、2. 宛名番号、3. 住所、4. 世帯主、5. 被保険者資格情報(世帯得喪日、事由)、6. 納付情報、7. 課税年度、8. 調定年度、9. 保険料率、10. 賦課算定日
- 11. 国保所得情報、12. 減免情報、13. 軽減情報、14. 緩和措置情報
- 15. 基礎所得割額、16. 基礎均等割額、17. 基礎平等割額
- 18. 支援金所得割額、19. 支援金均等割額、20. 支援金平等割額
- 21. 介護所得割額、22. 介護均等割額、23. 介護平等割額
- 24. 賦課月情報、25. 保険料期割・履歴情報
- 26. 市民税情報、27. 年金受給者情報、28調整額情報、29限度超情報

4. 給付情報

- 宛名番号、2. 被保険者番号、3. 住所、4. 世帯主、5. 氏名、6. カナ氏名、7. 通称名、8. 生年月日、9. 性別、10. 続柄、11. 年齢、12. 世帯取得日、13. 取得事由、14. 世帯喪失日、15. 喪失事由、16. 連絡先情報、17. 送付先情報、18. 資格得喪情報(得喪日・事由)
- 19. 療養費情報(受付日、診療年月、日数、療養の区分、療養機関、公費情報、支給処理日、金額、口座情報)
- 20. 柔整療養費情報(請求月、柔整師コード、柔整師会名、代表者名、診療年月、日数、支給処理日、金額、口座情報)
- 21. 出産育児一時金情報(受付日、出産者、出生日、支給処理日、金額、口座情報)
- 22. 葬祭費情報(受付日、喪主名、死亡日、葬儀日、支給処理日、金額、口座情報)
- 23. 高額療養費情報(診療年月、処理年月、医療機関、診療区分、診療科、日数、点数、限度額、支給額、受付日、口座情報)
- 24. 高額介護合算療養費情報(申請日、計算期間、所得区分、負担額、決定日、支給日、金額、口座情報、介護情報)
- 25. レセプト情報(レセプト管理番号、診療年月、審査年月、医療機関、診療科目、公費別、日数、点数、金額、給付割合、金額、負担 金額、食事療養、レセプト状況、特記事項)
- 26. 医療機関情報(医療機関コード、名称、住所、口座情報、会員区分、登録日)
- 27. 限度額適用認定証情報(証種別、適用区分、申請日、証交付日、交付事由、交付区分、異動日、発効期日、有効期限、長期該当、発行先、回収情報、返戻情報、交付番号)

5. 収納情報

1. 被保険者番号、2. 宛名番号、3. 住所、4. 世帯主、5. 調定年度、6. 賦課年度、7. 口座情報、8. 収納情報、9. 還付情報、10. 充当情報、11. 特別徴収情報

6. 滞納情報

- 1. 宛名番号、2. 財産区分、3. 処分情報、4. 分納情報、5. 執行停止情報
- |7. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報
- 1. 被保険者記号および被保険者番号ごとに付番した枝番(個人を識別する2桁の番号)
- 2. 券面記載の被保険者記号、3. 券面記載の被保険者番号、4. 券面記載の氏名(漢字)
- |5. 券面記載の氏名(漢字)の読み仮名、6. 券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)
- 7. 券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)の読み仮名、8. 資格確認書等裏面への性別記載の有無
- 9. DV被害者等に関する自己情報不開示の申し出の有無
- 10. 自己負担限度額が変更となった場合、または治癒により資格確認書等を回収した場合の回収の理由が発生した日

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

国民健康保険情報ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

(1)特定個人情報を入手する方法は、①本人又は同世帯員及び本人により委嘱を受けた代理人(本人から特定個人情報の提供に関して委任及び同意を得た者)から提供される場合②他の行政機関の責任のもと、信用性を帯び、適切に整理された情報の提供を受ける場合、不適切な手段による特定個人情報の入手のリスクを抑制している。

- (2)本人又は同世帯員及び代理人等から特定個人情報を入手する場合は、本人確認を行い、得られる情報の提供元を明確にしている。
- (3)個人等からの届出により、特定個人情報を収集する際は、申請書等にて収集する情報の種類及 び項目を制限し、目的に沿わない情報を収集しないようにしている。
- (4)特定個人情報をシステムに登録する際は、業務にとって必要最小限の情報以外は登録しない。また、登録された情報の正確性を複数人で確認を行い不正確な情報が混入しないよう措置を講じている。
- (5)国保連合会からの入手における措置

〇国保総合PCにおける措置

〈対象者以外の情報の入手を防止するための措置〉

リスクに対する措置の内容

・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェック(*)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。

・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。

*:ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。

〈必要な情報以外を入手することを防止するための措置〉

・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国 保連合会においてあらかじめ指定されたインタフェース(*)によって配信されることが前提となるため、 必要な情報以外を入手することはない。

*:ここでいう指定されたインタフェースとは、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている国保連合会の国保総合(国保集約)システムと市区町村に設置する国保総合PCとの間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないと、国保連合会の国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができないしくみになっている。

リスクへの対策は十分か

十分である

[

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である

3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

1

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容	(1)国民健康保険システムでは、担当する業務に応じて、システムの利用権限をIDごとに設定しているため、各自が担当する業務とは関係ない情報を取得することはできないように整備されている。 (2)宛名管理システムにおいては、番号利用事務以外で個人番号が取得されることのないように、番号利用事務(システム)以外で個人番号の検索を行うことはできない。また番号利用事務(システム)以外では個人番号は画面表示されない。 (3)国保総合PCにおける措置 ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。 *:ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。
リスクへの対策は十分か	<選択肢> [十分である] (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職	戦員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク
ユーザ認証の管理	(選択肢> (方っている] (1) 行っている (2) 行っていない
具体的な管理方法	・端末のログイン時は生体認証、業務システムへのログイン時は生体認証による識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 ・システムの利用できる端末を管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。 ・認証パスワードについては、現在有効であるか、適切なパスワード値であるか否かをシステムでチェックしている。有効期限までに変更を行わない場合は、対応するユーザIDが失効される。 〈国保総合PCにおける措置〉 ・国保総合PCにおける措置〉 ・国保総合PCにおける措置〉 ・なりずましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・なりずましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・はのするとともに、パスワードによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。
その他の措置の内容	システムは画一的に管理されており、利用可能時間外には業務端末にアクセスすることができないようになっている。
リスクへの対策は十分か	<選択肢> [十分である] 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・端末から離れる時は初期画面に戻す。
 ・端末のディスプレイは来庁者から見えない位置に置く。
 ・個人情報の画面のハードコピー及び打ち出した本人確認情報は、事務処理に必要最低限の範囲で行うものとし、確実に機密文書 ・個人情報の回面のパートコピースの引き出る。 として破棄する。 ・電子記録媒体の利用の際は、媒体管理簿等で管理する。 ・電子記録媒体を持ち運ぶ際は、電子記録媒体内のデータを暗号化、パスワードによる保護をする。

4. 朱	持定個人情報ファイル	の取扱いの委託			[] 委託しない
リスク	リスク: 委託先における不正な使用等のリスク					
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する 規定]	<選択肢> 1) 定めている	2)汀	きめていない
	規定の内容	データの保護及び秘密の保・藤沢市個人情報の保護に・秘密の保持外使用及び・・・データの持当のでは、・・データの持当及ので、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	関する条例 三者への 禁止 施 業者に関い	列の遵守 提供の禁止 しては、以下の内容を仕様	書に明記	
	任先による特定個人情イルの適切な取扱いの	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 3) 十分に行っていない		
		・再委託を行う場合は、再委託を行う場合は、再委託を行う場合。 ・秘密保持義務 ・事業所内が最の特定値・特定のが ・満深に対す事契約終了を監督、 ・再委託契は対す連守状市とに ・また、再委託先が当市とに ・また、再委託先が当市とに ・国保総合のロセキュリティ対る は、次を満たすものとす	人情報の対応を表現の対応を表現の対応を表現の対応を表現して表現のである。 大変の	持出しの禁止 上 再委託先の責任の明確化 報の返却または廃棄 告を求める規定等 管理措置を講じていること ラウド事業者が保有・管理・	を確認する。	置する場合、
		・ISO/IEC27017又はCS・セキュリティ管理策が通・日本国内でのデータ保・上記のほか、「政府情報よる各種条件を満たし・クラウド事業者が提供す	マーク・ゴー 適切に条件と もいると、 でいるクラウ、 でいるから でいるから でいるから でいるから でいるから でいるが、 でいる	におけるクラウドサービス。 ドサービスは、政府情報シアドサービスリストに掲載さらかド事業者が保有・管理 業者が提示する責任共有 ままなび運用上のセキュリアリケーション対応、デ	ること の利用に係る ステムのため れているもの する環境に設 モデルを理解 ティ(OSやミト	る基本方針」等に ののセキュリティ とする。 置する場合、 にし、OSから上 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	具体的な方法	・セキュリティ管理策が通・日本国内でのデータ保	ーバー等で キュリティる。マーク・ゴー を で で で で で で で で で で で で で で で で で で	の運用支援環境を、クラウ対策はクラウド事業者が実 ールドの認証及びISO/IEC されていることが確認でき としていること におけるクラウドサービス 呆有・管理する環境に設置 いを理解し、OSから上のレ	ド事業者が保証施することに 27018の認証でること の利用に係るでする場合、関	R有・管理する環境に設 なるため、クラウド事業 を取得していること る基本方針」等による 引発者及び運用者は、クラ して、システム構築上及

対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 <国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者には、委託先の責任 者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数 は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御す ることを委託先に遵守させることとしている。 ることを安託元に遅すさせることとしている。
・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている
・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態 とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄 方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行 うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか 記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施 することを委託先に遵守させることとしている。 移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが 行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。 その他の措置の内容 <選択肢> [十分である] リスクへの対策は十分か 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<国保連合会における措置>

- ・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報が、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。
- ・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
- ・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。
- ・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。
- ・国保総合(国保集約)システムをデータセンターに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を 行う。
- ・特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。
- ・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。
- ・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に情報システム管理者(国保連合会)の承認を得る。
- ・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。
- ・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。

<窓口業務委託(協働事業)における措置>

- 、ルースのない、これでは、これでは、アクセス制限とアクセスログを取得。不正なアクセスの防止と監視をする。
- ・情報端末(携帯電話等)及び記憶媒体(USBメモリ等)等の無断持ち込みを禁止し、必要な場合は事前に藤沢市の許可を得た上での使用とする。

く取りまとめ機関における措置>

・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。

5. 特定個人情報の提供・移転	伝 (委託や情報提供ネットワー	ークシステムを通じた提供を除く。)	[]提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が	行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転 に関するルール	[定めている	<選択肢>] 1)定めている	2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	し、依頼票の内容を検査した ・番号法及び藤沢市個人情報 移転について、情報提供する	人情報の移転の際は、提供先の各担上で、必要な情報のみを提供する。 とで、必要な情報のみを提供する。 最の保護に関する条例の規定に基づる 相手方に対し何の目的で提供・移転 寺定個人情報の提供・移転を行う。	き認められる特定個人情報の提供・
その他の措置の内容	する者を厳格に管理し、情報	限」及び「特定個人情報ファイルを扱 [・] の持ち出しを制限する。 際は、記録媒体管理簿により管理する	
リスクへの対策は十分か	[十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転(対する措置	委託や情報提供ネットワークシ	ノステムを通じた提供を除く。)におけ	るその他のリスク及びそのリスクに

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続]接続しない(入手)]接続しない(提供) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク <団体内統合宛名システムにおける措置> ・各業務システムから中間サーバーあての情報照会要求の中継においては、照会元・照会先・照会内 容等の改変は行わないことで、中間サーバーにおける目的外入手の抑制の措置に従うことを担保す ・接続システムの認証及び団体内統合宛名システム接続端末での職員認証等の機能を備えており、 あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を抑止する。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可 証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークに求め、情報提 供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、 番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティ リスクに対応する。 リスクに対する措置の内容 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログ アウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適 切なオンライン連携を抑止する。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う 機能。 会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個 人情報へのアクセス制御を行う機能。 <中間サーバーの運用における措置> 中間サーバーに対する職員認証・利用権限の設定にあたっては、中間サーバーを利用する最低限の 職員のみユーザー登録を行い、必要最低限の利用権限を付与することで目的外の入手が行われるリ スクに対応。 く選択肢>] Γ 十分である リスクへの対策は十分か 2) 十分である 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスク2・不正な提供が行われるリスク <団体内統合宛名システムにおける措置> ・団体内統合宛名システムでは、個人番号利用事務(システム)からの接続には認証を必須とし、個人 番号利用事務(システム)以外のアクセスはできない対策を実施。 ・団体内統合宛名システムでは、ユーザIDによる認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で 利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供 ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合 リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワー リスクに対する措置の内容 クシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対 応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないようには、際答不可フラグを設 定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな 特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウト を実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切な オンライン連携を抑止する (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行 う機能。 <選択肢> [十分である] リスクへの対策は十分か 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内 容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する。
・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対

- 〈中間サーバー・ブラットフォームにおける措置〉・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保する。・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性
- を確保する。
- で性にする。
 ・中間サーバー・ブラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

/. ¥₹	/. 特定個人情報の休官・消去						
リスク	リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク						
①事故発生時手順の策定・ 周知		[[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
施機関	去3年以内に、評価実 引において、個人情報に 重大事故が発生した	[発生なし]		<選択肢> 1)発生あり	2) 発生なし	
	その内容						
	再発防止策の内容						

その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク>

[国保総合(国保集約)システム以外の措置]

保管する情報の種類によりデータ保持年限のある情報については、保存年限を超えれば消去される。

[国保総合(国保集約)システムPCにおける措置]

・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。

<物理的な対策>

- ・サーバー室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋とする。
- 出入り口には機械による入退室を管理する設備を設置する。
- ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。
- ・監視設備として監視カメラ等を設置する。
- ・業務用端末は、盗難防止用ワイヤーを設置する。

<技術的な対策>

[国保総合(国保集約)システム以外]

- ・コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウィルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウィルスパターンファイルは定期的に更新し、最新のものを使用する。
- ・情報セキュリティホールに関連する情報(コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアに関連する情報を含む)を定期的に入手し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容が適切であるかどうかを確認する。
- ・不正アクセス防止策として、インターネット及び内部情報系とネットワークを分離することで、セキュリティを担保している。
- 電子記録媒体を施錠できるキャビネット等に保管する。
- ・電子記録媒体を廃棄する際は、専用データ削除ソフトウェア等により、復元不可能な手段を採用する。
- ・削除・廃棄した記録の保存を行う。

[国保総合(国保集約)システムPCにおける措置]

- ・市区町村と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。
 - ・国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者(市町村)が使用許可したもののみを使用可能する。
 - ・国保総合PCには、ウィルス対策ソフトウェアを導入し、ウィルスパターンファイルは適時更新する。
 - ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。
 - ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。

<取りまとめ機関における措置>

・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。

<ガバメントクラウドにおける措置(物理的対策)>

①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。

②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

<ガバメントクラウドにおける措置(技術的対策)>

①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。

②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。

③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。

④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。

⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成 する。

⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。

(8)地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

8. 監査 実施の有無 [〇] 自己点検 [〇]内部監査 []外部監査 9. 従業者に対する教育・啓発 <選択肢> 十分に行っている] 従業者に対する教育・啓発 1) 特に力を入れて行っている2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない < 藤沢市における措置> ・「マイナンバー制度に係る職員等の教育研修計画」に基づき、個人番号利用事務実施課を対象にし た集合研修を実施するとともに、受講者が課内へ研修内容の周知を行っている。また、職員全員を対 象に、毎年電子上での机上研修(eラーニング)による個人情報保護及び情報セキュリティに関する研 修を実施している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施 する。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行う。 <国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発> ・教育事項:国保総合(国保集約)システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研 修 •教育頻度:年間1回程度 •教育方法:集合教育 ・教育対象:職員および嘱託員 ・違反行為に対する措置:違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっ ては懲戒の対象となりうる。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を 具体的な方法 締結している。 ・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。 <サイバーセキュリティに関する教育・啓発> ・教育事項:「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年 法律第27号)」第29条の2における、特定個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要なサイ バーセキュリティの確保に関する事項として、情報システムに対する不正な活動その他のサイバーセ キュリティに対する脅威および当該脅威による被害の発生または拡大を防止するため必要な措置 に関するものを含むもの ・教育頻度:おおむねー年ごと ·教育方法:未定 ・教育対象:特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者 ・違反行為に対する措置:違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっ ては懲戒の対象となりうる。

10. その他のリスク対策

締結している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラ ウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低 減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監査を実施する。

に伴う関係政令の整備に関する政令(平成27年政令第427号)」によるもの。

・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。

等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行

・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を

*「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用

<取りまとめ機関における措置>

・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得し た資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち 「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提 供)」の特定個人情報保護評価を実施している。

<ガバメントクラウドにおける措置>

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱い プイグンドグラウドエピの未務が一次の収扱がについては、コロスポップ・アとは、コロスス国は及びにのよった。 について委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウド

に起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウド に起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者 が対応するものとする。

具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

Ⅳ 開示請求、問合せ

Navadana 4 1-2 H =			
1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求			
①請求先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 市民自治部 市民相談情報課 情報公開センター 0466-50-3567		
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。		
③法令による特別の手続			
④個人情報ファイル簿への 不記載等			
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ			
①連絡先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 福祉部 保険年金課 総務・財務担当 0466-25-1111(内線3248)		
②対応方法	・問い合わせの対応について、内容により記録を残す。 ・情報漏えい等に関する問い合わせであれば、その事実確認を行うために、処理期間を設ける。		

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価			
①実施日	令和6年12月1日		
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)		
2. 国民・住民等からの意!	見の聴取【任意】		
①方法			
②実施日・期間			
③主な意見の内容			
3. 第三者点検【任意】			
①実施日			
②方法			
③結果			

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月12日	表紙 特記事項	本評価書による事務の開始は、システム再構 築後の運用開始を予定している令和3年1月 からとなるため、新規に評価書を作成していま す。このため、令和2年12月末までは、現行 評価書による運用となります。	(削除)	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられない。
令和3年3月12日	II 特定個人情報ファイルの 概要 6. 特定個人情報の保管・消 去 保管場所	当市では国民健康保険情報ファイルを電磁的 記録媒体で調整しており、以下に示した条件を 満たしているサーバ内にデータとして保管して いる。	当市では国民健康保険情報ファイルを電磁的 記録媒体で調製しており、以下に示した条件を 満たしているサーバ内にデータとして保管して いる。	事後	誤字の修正のため、重要な 事項に該当しない
令和3年6月9日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	福祉健康部 保険年金課 国保担当	福祉部 保険年金課 総務・財務担当	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられない。
令和3年6月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	福祉健康部 保険年金課	福祉部 保険年金課	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられない。
令和3年6月9日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 移転先1	福祉健康部 障がい福祉課	子ども青少年部 子ども家庭課	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられない。
令和3年6月9日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 移転先2	福祉健康部 健康増進課	健康医療部 健康づくり課	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられない。
令和3年6月9日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 移転先3	福祉健康部 生活援護課	福祉部 生活援護課	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられない。
令和3年6月9日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 移転先5	福祉健康部 地域包括ケアシステム推進室 高齢者支援担当	福祉部 高齢者支援課	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられない。
令和3年6月9日	I 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 移転先6	福祉健康部 生活援護課	福祉部 生活援護課	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられない。
令和3年6月9日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 移転先7	福祉健康部 介護保険課	福祉部 介護保険課	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられない。
令和3年6月9日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 移転先8	福祉健康部 保健予防課	健康医療部 保健予防課	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられない。
令和3年6月9日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 移転先9	福祉健康部 障がい福祉課	福祉部 障がい者支援課	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられない。
令和3年6月9日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 移転先11	福祉健康部 保険年金課 後期高齢担当	福祉部 保険年金課 後期高齢者医療担当	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられない。
令和3年6月9日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ ①連絡先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 福祉健康部 保険年金課 国保 担当 0466-50-3520	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 福祉部 保険年金課 総務・財 務担当 0466-25-1111(内線3248)	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられない。
令和3年12月17日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号法第19条の改正に伴う 変更であり、重要な事項に該 当しない

令和3年12月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号法第19条の改正に伴う 変更であり、重要な事項に該 当しない
令和3年12月17日	II 特定個人情報ファイルの 概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号法第19条の改正に伴う 変更であり、重要な事項に該 当しない
令和3年12月17日	(別添3) I 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託先に伴うものを除 く。) ①法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号法第19条の改正に伴う 変更であり、重要な事項に該 当しない
令和3年12月17日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシス テムとの接続 リスク1:目的外の入手が行 われるリスク リスクに対する措置の内容 ※2	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	番号法第19条の改正に伴う 変更であり、重要な事項に該 当しない
令和4年12月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 ②. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	[]その他()	[〇]その他(口座登録・連携ファイル関係情報)	事前	制度改正に伴い、新たに情報連携を実施するため、事前に評価の再実施をするもの
令和4年12月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・個人番号:国民健康保険情報の個人を正確に特定し、番号法第19条第8号、及び別表第二により情報提供ネットワークシステムを用いて国民健康保険情報を提供する必要があるため。 ・その他識別情報:当市において、個人を一意に識別するため独自の識別番号(宛名番号と表記)を保有する。 ・4情報:国民健康保険情報の個人を正確に特定し、保険証、通知書送付先等の情報として使用するため保有する。 ・その他住民票関係情報:国民健康保険被保険者の住所、世帯情報を正確に把握する必要があるため。・地方税関係情報:国民健康保険の資格・賦課・給付を的確に行うため。・医療保険関係情報:国民健康保険の資格・賦課・給付を的確に行うため。・生活保護・社会福祉関係情報:国民健康保険の資格・賦課・給付を的確に行うため。・生活保護・社会福祉関係情報:支給等を的確に判定するため。	・個人番号:国民健康保険情報の個人を正確に特定し、番号法第19条第8号、及び別表第二におり情報提供ネットワークシステムを用いて国民健康保険情報を提供する必要があるため。 ・その他識別情報:当市において、個人を一意に識別するため独自の識別番号(宛名番号と表記)を保有する。 ・4情報:国民健康保険情報の個人を正確に特定し、保険証、通知書送付先等の情報として使用するため保有する。 ・その他住民票関係情報:国民健康保険被保険者の住所、世帯情報を正確に把握する必要があるため。 ・地方税関係情報:国民健康保険の資格・賦課・給付を的確に行うため。 ・方護、高熱・智証との資格・賦課・給付を的確に行うため。 ・「主語、社会福祉関係情報:国民健康保険の資格・賦課・給付を的確に行うため。 ・「主語、社会福祉関係情報:支給等を的確に行うため。・「生活保護・社会福祉関係情報:支給等を的確に行うため。・「生活保護・社会福祉関係情報:支給等を的確に行うため。・「生活保護・社会福祉関係情報・支給等を的確に行うため。・「生活保護・社会福祉関係情報・支給等を的確にもいる受取口座へ適切に振込を実施するため。	事前	制度改正に伴い、新たに情報連携を実施するため、事前に評価の再実施をするもの
令和4年12月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 3. 特定個人情報入手・使用 ①入手元 行政機関・独立行政法人等	職業安定所	職業安定所、デジタル庁	事前	制度改正に伴い、新たに情報連携を実施するため、事前に評価の再実施をするもの
令和4年12月16日	V評価実施手続 1.基礎項目評価 ①実施日	2020/3/17	2022/12/2	事前	制度改正に伴い、新たに情報連携を実施するため、事前に評価の再実施をするもの
令和5年12月15日	I基本情報 5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 42、43、44、45の項	(別表第二における情報照会の根拠) 42、43、44、45、121の項	事前	制度改正に伴い、新たに情報連携を実施するため、事前に評価の再実施をするもの
令和5年12月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無		6件	事前	仕様変更に伴うい、新たに情報連携を実施するため、事前に評価の再実施をするもの
令和5年12月15日	□特定個人情報ファイルの概 要 4.特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項6	(新設)	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケー ション保守業務及びシステム運用事務	事前	仕様変更に伴うい、新たに情報連携を実施するため、事前に評価の再実施をするもの

令和5年12月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ①委託内容	(新設)	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データパッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)	事前	仕様変更に伴うい、新たに情報連携を実施するため、事前 に評価の再実施をするもの
令和5年12月15日	■特定個人情報ファイルの概 ■ 特定個人情報ファイルの概 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 ②委託先における取扱者数	(新設)	10人以上50人未満	事前	仕様変更に伴うい、新たに情報連携を実施するため、事前 に評価の再実施をするもの
令和5年12月15日	■ 特定個人情報ファイルの概 要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 ③委託先名	(新設)	神奈川県国民健康保険団体連合会	事前	仕様変更に伴うい、新たに情報連携を実施するため、事前 に評価の再実施をするもの
令和5年12月15日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概 毎年を個人情報ファイルの取扱いの委託 ④再委託の有無	(新設)	再委託する	事前	仕様変更に伴うい、新たに情報連携を実施するため、事前 に評価の再実施をするもの
令和5年12月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ⑤委託先の許諾方法	(新設)	委託先の神奈川県国民健康保険団体連合会から再委託先の神奈川県国民健康保険は日本連合会がら再委託先の商号又は名称、住所、再委託する業務の範囲、再委託する業務のでいる場合では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	事前	仕様変更に伴うい、新たに情報連携を実施するため、事前 に評価の再実施をするもの
令和5年12月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ⑤委託先の許諾方法 続き	(新設)	国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アブリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	事前	仕様変更に伴うい、新たに情報連携を実施するため、事前 に評価の再実施をするもの
令和5年12月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 ⑥再委託事項	(新設)	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケー ション保守業務及びシステム運用事務の全て	事前	仕様変更に伴うい、新たに情報連携を実施するため、事前に評価の再実施をするもの

令和5年12月15日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱い委託 具体的な方法	(追加)	・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/EC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること・日本国内でのデータ保管を条件としていることが確認できること・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること・クラウド事業者が提供するクラウドサービスリストに掲載されているものとする。・国保総合(国保集約)システムのためのセキュリティアスリストに掲載されているものとする。・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アブリケーション対応、データ暗号化といると、許諾を得ること。	事前	仕様変更に伴うい、新たに情報連携を実施するため、事前 に評価の再実施をするもの
令和5年12月15日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱い委託 具体的な方法	(追加)		事前	仕様変更に伴うい、新たに情報連携を実施するため、事前に評価の再実施をするもの
令和5年12月15日	V評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2022/12/2	2023/12/4	事前	制度改正に伴い、新たに情報連携を実施するため、事前に評価の再実施をするもの
令和6年10月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項3 ③委託先名	パーソルテンプスタッフ株式会社 神奈川営業部	パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社 BPO事業本部	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられない

					I
令和6年12月11日	I基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	める命令 第24条	番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表 項番 44 〈オンライン資格確認の準備業務〉 番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表 項番 44 番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2 項	事後	番号利用法の改正に伴う変 更であり、重要な事項に該当 しない
令和6年12月11日	I基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法 第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、12、15、17、22、26、27、 30、33、39、42、58、62、78、80、87、9 3、97、106、109、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 42、43、44、45、121の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (第2条の表における情報提供の根拠) 2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、 69、83、87、101、105、125、131、137、141、 145、158、161、164、166、173 の項 (第2条の表における情報照会の根拠) 69、70、71、160の項	事後	番号利用法の改正に伴う変 更であり、重要な事項に該当 しない
令和6年12月11日	(別添3) Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託先に伴うものを除 く。) 提供・移転の有無	25件	27件	事後	番号利用法の改正に伴う変 更であり、重要な事項に該当 しない
令和6年12月11日	(別添3) Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託先に伴うものを除 く。) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の1	削除	事後	番号利用法の改正に伴う変 更であり、重要な事項に該当 しない
令和6年12月11日	(別添3) Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託先に伴うものを除く。) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の2	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表2の項	事後	番号利用法の改正に伴う変 更であり、重要な事項に該当 しない
令和6年12月11日	(別添3) Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託先に伴うものを除 く。) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の3	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表3の項	事後	番号利用法の改正に伴う変 更であり、重要な事項に該当 しない
令和6年12月11日	(別添3) Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託先に伴うものを除 く。) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の4	削除	事後	番号利用法の改正に伴う変 更であり、重要な事項に該当 しない
令和6年12月11日	(別添3) II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託先に伴うものを除 く。) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の5	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表6の項	事後	番号利用法の改正に伴う変 更であり、重要な事項に該当 しない

	T	T	1		
令和6年12月11日	(別添3) II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託先に伴うものを除 く。)	新規	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表13の項 ②提供先における用途 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費 の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもののうち国民健康保険給付関係情報 ④対象となる本人の人数 1万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費 の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事後	番号利用法の改正に伴う変更であり、重要な事項に該当しない
令和6年12月11日	(別添3) II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託先に伴うものを除 く。)	番号法第19条第8号 別表第二の12 ③提供する情報 児童福祉法第21条の5の30	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表16の項 ③提供する情報 児童福祉法第21条の5の31	事後	番号利用法の改正に伴う変 更であり、重要な事項に該当 しない
令和6年12月11日	(別添3) Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託先に伴うものを除 く。) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の15	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表19の項	事後	番号利用法の改正に伴う変 更であり、重要な事項に該当 しない
令和6年12月11日	(別添3) Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託先に伴うものを除 く。)	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二の17 ②提供先における用途 同法第11条第1項 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 同法第11条第1項	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表27の項 ②提供先における用途 同法第15条第1項項 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 同法第15条第1項	事後	番号利用法の改正に伴う変 更であり、重要な事項に該当 しない
令和6年12月11日	(別添3) II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託先に伴うものを除 く。) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の22	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表38の項	事後	番号利用法の改正に伴う変更であり、重要な事項に該当しない
令和6年12月11日	(別添3) I 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託先に伴うものを除 く。) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の26	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表42の項	事後	番号利用法の改正に伴う変 更であり、重要な事項に該当 しない

令和6年12月11日	(別添3) Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託先に伴うものを除 く。)	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二の27 ②提供先における用途 地方稅法その他の地方稅に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方稅の賦課 徴収に関する事務 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 地方稅法その他の地方稅に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方稅の賦課 徴収に関する事務	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表48の項 ②提供先における用途 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び 森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年 法律第三号)による地方税又は森林環境税の 賦課徴収に関する事務 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び 森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年 法律第三号)による地方税又は森林環境税の 既課徴収に関する事務	事後	番号利用法の改正に伴う変 更であり、重要な事項に該当 しない
令和6年12月11日	(別添3) Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託先に伴うものを除 く。) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の30	削除	事後	番号利用法の改正に伴う変更であり、重要な事項に該当しない
令和6年12月11日	(別添3) Ⅲ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託先に伴うものを除 く。) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の33	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表56の項	事後	番号利用法の改正に伴う変 更であり、重要な事項に該当 しない
令和6年12月11日	(別添3) Ⅲ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託先に伴うものを除 く。) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の39	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表65の項	事後	番号利用法の改正に伴う変 更であり、重要な事項に該当 しない
令和6年12月11日	(別添3) Ⅲ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託先に伴うものを除 く。) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の42	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表69の項	事後	番号利用法の改正に伴う変更であり、重要な事項に該当しない
令和6年12月11日	(別添3) Ⅲ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託先に伴うものを除 く。) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の58	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表83の項	事後	番号利用法の改正に伴う変 更であり、重要な事項に該当 しない
令和6年12月11日	(別添3) II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託先に伴うものを除 く。) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の62	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表87の項	事後	番号利用法の改正に伴う変更であり、重要な事項に該当しない
令和6年12月11日	(別添3) Ⅲ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託先に伴うものを除 く。) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の78	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表101の項	事後	番号利用法の改正に伴う変更であり、重要な事項に該当しない
令和6年12月11日	(別添3) Ⅲ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託先に伴うものを除 く。) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の80	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表105の項	事後	番号利用法の改正に伴う変 更であり、重要な事項に該当 しない
令和6年12月11日	(別添3) Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託先に伴うものを除 く。) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の87	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表125の項	事後	番号利用法の改正に伴う変 更であり、重要な事項に該当 しない

	T	I	, · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		T1
令和6年12月11日	(別添3) Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託先に伴うものを除く。) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の93	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表131の項	事後	番号利用法の改正に伴う変 更であり、重要な事項に該当 しない
令和6年12月11日	(別添3) II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託先に伴うものを除 く。) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の97	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表137の項	事後	番号利用法の改正に伴う変 更であり、重要な事項に該当 しない
令和6年12月11日	(別添3) II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託先に伴うものを除 く。)	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二の106 ②提供先における用途 独立行政法人日本学生支援機構法による学 資の貸与に関する事務 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 独立行政法人日本学生支援機構法による学 資の貸与に関する事務	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表141の項 ②提供先における用途 独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五 年法律第九十四号)による学資の貸与及び支 給に関する事務 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五 年法律第九十四号)による学資の貸与及び支 給に関する事務	事後	番号利用法の改正に伴う変 更であり、重要な事項に該当 しない
令和6年12月11日	(別添3) I 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託先に伴うものを除 く。) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の109	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表145の項	事後	番号利用法の改正に伴う変 更であり、重要な事項に該当 しない
令和6年12月11日	(別添3) Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託先に伴うものを除 く。) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の120	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表158の項	事後	番号利用法の改正に伴う変 更であり、重要な事項に該当 しない
令和6年12月11日	(別添3) Ⅲ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託先に伴うものを除 く。)	新規	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表161の項 ②提供先における用途 (生活に国際する外国人に対する生活保護の措置について」(関和二十五年五月/1日付け社条第三百八十二号海10十つ。)に基づが明固、(日本の国際を有しない考という。以下同じ。)であって生活に国際する者に長の護原の決定りび襲撃以は常议の金物度(以下での欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱に弾じた生活保護関係事務に関する事務であって主務省令で定めるもの 3提供する情報 医療保険給付関係情報 医療保険給付関係情報 医療保険給付関係情報 医療保険給付関係情報 に関する事務の対象となる本人の範囲 「生活に国際する外国人に対する生活保護の措置について」(関和二十九年五月/日付け社条第三百八十二号厚生着社会局長通知。以下「昭和二十九年社免計を三百八十二号厚生着社会局長通知。以下「昭和二十九年社免事ところ、以下国の金の世紀以下にの欄におくまでは、日本の国際各有しない者をいる。以下同じたまご表践関係事務」にいる。の取扱に率以た生活保護関係事務に関する事務であって生活に国際する者に係る整備の決定及び実施を以ば収金の物収(以下の・間に等)に対して生活保護関係事務にでいる。の取扱に率以た生活保護関係事務に関する事務であって生活に関係を関係事務に関する事務であって生活を発展の実施なり、第20年間に対して生活保護関係事務にいる。の取扱に率以た生活保護関係事務に関する事務であって生活もの表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	事後	番号利用法の改正に伴う変更であり、重要な事項に該当しない

令和6年12月11日	(別添3) ■ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託先に伴うものを除 く。)	新規	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表164の項 ②提供先における用途 「特定感染症検査等事業について」(平成十四 年三月二十七日付け健発第〇三二七〇一二 号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検 査等事業実施要綱に基づぐウイルス性肝炎患 者等の重症化予防推進に関する事務であって 主務省令で定めるもの ③提供する情報 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもののうち国民健康保険給付関係情報 ④対象となる本人の人数 1万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 「特定感染症検査等事業にのして」(平成十四 年三月二十七日付け健発第〇三二七〇一二 号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検 査等事業実施変綱に基づぐウイルス性肝炎患 者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォ ローアップ事業の実施に関する事務であって 主務省令で定められた範囲に該当する者 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム	事後	番号利用法の改正に伴う変 更であり、重要な事項に該当 しない
令和6年12月11日	(別添3) Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託先に伴うものを除 く。)	新規	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1 66の項 ②提供先における用途 「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」 (平成ニ十年六月ニー十七日付け健発〇六ニ七第一 号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬 変治療研究促進事業・悪要綱に基づけがん・重度肝硬 変治療研究促進事業・悪要無に関する事務で あって主務省令で定めるもの ③提供する情報 医療保険給付関係情報であって主務省令で定める もののうち国民健康保険給付関係情報 ④対象となる本人の人数 1万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」 (平成ニ十年六月ニ十七日付け健発〇六ニ七第一 号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業施要綱に基づく肝がん・重度肝研変治療研究促進事業の実施に関する事務で あって主務省令で定められた範囲に該当する者 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事後	番号利用法の改正に伴う変更であり、重要な事項に該当しない

			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
令和6年12月11日	(別添3) II 特定個人情報ファイルの 要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託先に伴うものを除 く。)	新規	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表173の項 ②提供先における用途 「特定疾患治療研究事業について」(昭和四十八年 同生疾患治療研究事業について」(昭和四十八年 同長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱 に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事 務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 医療保険給付関係情報であって主務省令で定める もののうち国民健康保険給付関係情報 ④対象となる本人の人数 1万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 「特定疾患治療研究事業について」(昭和四十八年 同特定疾患治療研究事業について」(昭和四十八年 衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施受綱 に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事 務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事後	番号利用法の改正に伴う変 更であり、重要な事項に該当 しない
令和7年2月26日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム6 ②システムの機能	トワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携ブラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」で利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち	なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報選携ブラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークンステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わないが、被保険者の基本情報(氏名、生年月日、性別、住所と個人番号の紐づけが正しいか否かを検査する用途に限って、医療保険者等向け中間サーバー等によるJーLISへの照会を行う。	事後	とりまとめ機関が、オンライン 資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間 サーバー等において者負格 の履歴管理、被保険管者校者 の履歴管理、との紐度管理、との紐度管理との紐度管理との と個人番号との紀では、J-LISへの 照会により個人本号点検を実 により個人を実施することになったため、そ の旨を追記。
令和7年2月26日	I 基本情報 4. 個人番号の利用	<オンライン資格確認の準備業務>番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表第一項番30番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	〈オンライン資格確認の準備業務〉 番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表第一項番30 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 住民基本台帳法第30条の9 別表第1項番73の2(J-LIS照会による本人確認)	事後	とりまとめ機関が、オンライン 資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間 サーバー等において、個人者 号を利用した被保険者技者 の履歴管理、被保険者技者 の履歴管理、被保険管理など を行うための特定個人情報 ファイルについて、JーLISへの 照会により個人番号点検を実 を行うためのちたした。の により個人本のたため、そ
令和7年2月26日	II ファイルの概要 4、特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項4 ①委託内容	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者技番の採番管理、被保険者技番の採番管理、被保険者技番の採番管理、被保険者技番の組付管理などを行う。	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者技番の採番管理、被保険者技番と個人番号の紐付管理および個人番号の紐づけが正しいか否かを検査するためのJ-LIS照会などを行う。	事後	とりまとめ機関が、オンライン 資格確認のための準備とし て、医療保険者等向け中間 サーバー等において、固角 号を利用した被保険者核香 の履歴管理、被保険者核番 の履審管理、被保険管理な を行うための特定個人情報 ファイルについて、JーLISへの 照会により個人番号と検を を行うためのち定個人によりの により個人本を実 をでしている。そ
令和7年2月26日	II 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 4 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託の有無	6件	7件	事前	システム標準化・共通化に伴い、新たにシステムの構築及び運用保守等を委託するため、事前に評価の再実施をするもの

令和7年2月26日	II 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 4 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項7	(新設)	住民情報システムCokas-iの構築及び運用保守等	事前	システム標準化・共通化に伴い、新たにシステムの構築及び運用保守等を委託するため、事前に評価の再実施をするもの
令和7年2月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 4 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項7	(新設)	住民情報システムCokas-iの構築及び運用保守等	事前	システム標準化・共通化に伴い、新たにシステムの構築及び運用保守等を委託するため、事前に評価の再実施をするもの
令和7年2月26日	II 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 4 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項7	(新設)	100人以上500人未満	事前	システム標準化・共通化に伴い、新たにシステムの構築及び運用保守等を委託するため、事前に評価の再実施をするもの
令和7年2月26日	II 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 4 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項7	(新設)	日本電気株式会社 神奈川支社	事前	システム標準化・共通化に伴い、新たにシステムの構築及び運用保守等を委託するため、事前に評価の再実施をするもの
令和7年2月26日	II 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 4 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項7	(新設)	再委託する	事前	システム標準化・共通化に伴い、新たにシステムの構築及び運用保守等を委託するため、事前に評価の再実施をするもの
令和7年2月26日	II 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 4 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項7	(新設)	委託先より再委託承諾願いを収受し、再委託 承諾書を通知する。なお、委託先との契約に 含まれている「機密の保持」について、再委託 先にも遵守を義務付けている。	事前	システム標準化・共通化に伴い、新たにシステムの構築及び運用保守等を委託するため、事前に評価の再実施をするもの
令和7年2月26日	II 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 4 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項7	(新設)	上記委託内容と同様。	事前	システム標準化・共通化に伴い、新たにシステムの構築及び運用保守等を委託するため、事前に評価の再実施をするもの
令和7年2月26日	II ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消 去 ③消去方法	(新設)	くガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・カースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンター内のテータペースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンター内に保存される。	事前	システム標準化・共通化に伴い、ガバメントクラウドを利用するため、事前に評価の再実施をするもの
令和7年2月26日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去 におけるその他のリスク及び そのリスクに対する措置	(新設)	くガバメントクラウドにおける措置(物理的対策)> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	システム標準化・共通化に伴い、ガバメントクラウドを利用するため、事前に評価の再実施をするもの

令和7年2月26日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 大学を個人情報の保管・消去 におけるその他のリスク及び そのリスクに対する措置	(新設)	くガバメントクラウドにおける措置(技術的対策)> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.1版】」(令和4年10月 デンタル庁、シルド利用基準」という。」に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日譲じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているのS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 (⑤ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを開域ネットワークで構成する。つかが実施を発見はガバメントクラウド連用管理補助者の適用保守地点からガバメントクラウド連用管理補助者の適用保守地点からガバメントクラウド連大の後続については、閉域ネットワークで構成する。のとなりませばからないます。 「地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	システム標準化・共通化に伴い、ガバメントクラウドを利用するため、事前に評価の再実施をするもの
令和7年2月26日	Ⅲ リスク対策 10. その他のリスク対策	(新設)	くガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アブリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	システム標準化・共通化に伴い、ガバメントクラウドを利用するため、事前に評価の再実施をするもの
令和7年2月26日	V評価実施手続 1.基礎項目評価 ①実施日	令和5年12月2日	令和6年12月1日	事前	システム標準化・共通化に伴い、ガバメントクラウドを利用 するため、事前に評価の再実 施をするもの
令和7年3月19日	I基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システムフ・プシステムの名称	(新設)	住民税課税支援システム	事前	業務の見直しに伴い使用するシステムの追加となったため、事前に提出するもの
令和7年3月19日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ②システム7	(新設)	・確定申告、住民税申告等の各種照会事務	事前	業務の見直しに伴い使用するシステムの追加となったため、事前に提出するもの
令和7年3月19日	I基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム7 ③他のシステムとの接続	(新設)	[○]宛名システム等 [○]税務システム	事前	業務の見直しに伴い使用するシステムの追加となったため、事前に提出するもの
令和7年3月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	子ども青少年部 子ども家庭課	子ども青少年部 子ども家庭センター	事前	組織改正に伴い、名称が変更したため、事前に提出するもの

令和7年8月22日	I 特定個人情報ファイルの 概要 6. 特定個人情報の保管・消 去 ①保管場所	〈中間サーバー・ブラットフォームにおける措置〉・中間サーバー・ブラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	く中間サーバー・ブラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・ブラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。・日本国内でデータを保管している。・日本国内でデータを保管している。・特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴い、事前に提出するもの。
令和7年8月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスクの 1 情報提供ネットワークシステムとの接続情報ネットワーククシステムとの接続に伴うその他のリスク 及びそのリスクに対する措置	マ中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン・の職員認証・権限管理機能では、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する。・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応。 マー間サーバー・ブラットフォームにおける措置・中間サーバーと既存システム、情報提供ホットワーク等)を利用することにより、安全性を確保・・中間サーバー・プラットフークにはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保・・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共中間サーバー・ブラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共中間サーバー・ブラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータで、一次出来の関サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するで、中間サーバー・ブラットフォームであっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・ブラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	く中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する。・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応。く中間サーバー・ブラットフォームにおける措置>・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークにあける措を担け、通信を明サーバーと団体についてはVPN等の技権を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保する。・中間サーバー・ブラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公り、中間サーバー・ブラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・ブラットフォームの、非定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・ブラットフォームの果ま者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴い、事前 に提出するもの。
令和7年8月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 10.その他のリスク対策	〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環管による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監査を実施する。	<中間サーバー・ブラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監査を実施する。	事前	自治体中間サーバー・ブラットフォーム更改に伴い、事前に提出するもの。

令和7年10月8日	り扱う事務 ②事務の内容	国民健康(本)(次、(1) 本国には、東京には、東保険法施行今、国民健康保険法施行規則、 原保険法施行党、国民健康保険法施市国民健康保険法施行規則に基本の事務として次の手続きを行っている。 (1) 国民健康保険を例、藤、国民健康保険に (1) 国民健康保険を付きを行っている。 (1) 国民健康保険被保険者証の交理、申請内容の 確認 藤沢市は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(似る)、特定個人での表情を次の事務で取り扱う。 (1) 市区町村の区域内に住所を有するに至ったことによる自居出の受理、確認 (2) 法第6条各号に該当しなくなったことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の受理、確認 (2) 法第6条各号に該当しなくなったことによる国民健康保険の確保度ので表している。 (3) 世帯主の変更の届出の受理、確認 (4) 市区町村の区域内に住所を有りるに至ったことによるを機長に係る届出の受理、確認 (3) 世帯主の変更の届出の受理、企認 (4) 市区町村の区域内に住所を有しななったことによる被保険者の資格喪失に係る届出の受理、確認 (5) 法第6条各号に該当するに至ったことによる被保険者の資格要失に係る届出の受理及び確認 (6) 特別の事閣に関する届出の受理及び確認 (6) 特別の事情に関する届出の受理及び確認 (8) 非自発の事務に関する届出の受理及び確認 (8) 非原本の資格要失に係る届出の受理及び確認 (6) 特別の事間に関する届出の受理及び確認 (8) 非原本の資格要失に係る保険料の軽減の 届出の受理、確認(限度額適用認定証の申請、返還の通知、を選別の表述の 展別の要理、確認、特別対象被保険者等に入 理、確認、(4) 市区の登場を表述の (5) 法第6条名号に該当するに関する届出のの受理を表述の本のと述るの。 (6) 特別の事間に関する届出の受理及び確認 (7) 限度額適用認定証の申請、返還の通知、を選別のを表述の 展別の表述に対し、企業のの表述に対し、 (9) 病院・障害者支援施設・入所施設を届出) (9) 病院・障害者支援施設・入所施設を届出) (9) 病院・障害者支援施設・入所施設を届出) (9) 病院・障害者を展別の、と選別の、と選別の、企業のの、日本に対し、企業のの、日本に対し、企業のの、日本に対し、企業のの、日本に対し、企業のの、日本に対し、企業のの、日本に対し、	康保険法施行令、国民健康保険法施行規則、 藤沢市国民健康保険条例、藤沢市国民健康保険条例施行規則に基づき、国民健康保険条例施行規則に基づき、国民健康保険に関する事務として次の手続きを行っている。 (1) 国民健康保険資格確認書等の交付 (2) 資格確認書等交付申請の受理、申請内容 の確認 藤沢市は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1) 市区町村の区域内に住所を有するに至ったことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の受理、確認 (3) 世帯主の変更の届出の受理、確認 (3) 世帯主の変更の届出の受理、確認 (4) 市区町村の区域内に住所を有よる后出の受理、確認 (4) 市区町村の区域内に住所を有になくなったことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る 届出の受理、確認 (5) 法第6条名号に該当しなくなったことによる被保険者の資格喪失に係る事務 (5) 法第6条名号に該当するに至ったことによる被保険者の資格喪失に係る届出の受理及び確認 (6) 特別の事情に関する届出の受理及び確認 (6) 特別の事情に関する届出の受理及び確認 (8) 非自発的失業者に係る保険料の軽減の 周出の受理、確認の通知 (8) 非自発的失業者に係る保険料の軽減の 周出の受理、確認の通知 (8) 非自発的失業者に係る保険料の軽減の 周出の受理、確認を保険料の軽減の 周出の受理、確認を保険料の軽減の 周出の受理、確認を保険料の軽減の 周出の受理、確認を保険料の軽減の 同知の等に降き者を援施数・入所施設等に入	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられないもの
令和7年10月8日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務において使用す るシステム ②システムの機能	1 資格の取得喪失、証の発行履歴に関する機能 2 保険料の賦課に関する機能 3 給付情報に関する機能 4 保険料の収納に関する機能 5 保険料の滞納に関する機能	1 資格の取得喪失、資格確認書等の発行履 歴に関する機能 2 保険料の賦課に関する機能 3 給付情報に関する機能 4 保険料の収納に関する機能 5 保険料の滞納に関する機能	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられないもの
令和7年10月8日	II 特定個人情報ファイルの 概要 2.基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・個人番号:国民健康保険情報の個人を正確に特定し、番号法第19条第8号、及び別表第二に特定し、番号法第19条第8号、及び別表第二におり情報提供ネットワークシステムを用いて国民健康保険情報を提供する必要があるため。 ・その他識別情報:当市において、個人を一意に識別するため独自の識別番号(宛名番号と表記)を保有する。 ・4情報:国民健康保険情報の個人を正確に特定し、保険証、通知書送付先等の情報として使用するため保有する。 ・その他住民票関係情報:国民健康保険被保険者の住所、世帯情報を正確に把握する必然有する。 ・その他住民票関係情報:国民健康保険被保険者の住所、世帯情報を正確に把握する必必に表表があるため。 ・方税関係情報:国民健康保険の資格・賦度額認定を的確に行うため。 ・医療保険関係情報・国民健康保険の資格・賦課・給付を的確に行うため。 ・介護・高齢者福祉関係情報:国民健康保険の資格・賦課・給付を的確に行うため。 ・チ語に著述会福祉関係情報:支給等を的確に判定するため。 ・その他・口座登録・連携ファイル関係情報・登録されている受取口座へ適切に振込を実施するため。	め。 ・その他識別情報:当市において、個人を一意 ・その他識別情報:当市において、個人を一意 た誠別するため独自の識別番号(宛名番号と 表記)を保有する。 ・4情報:国民健康保険情報の個人を正確に特定し、資格確認書等、通知書送付先等の情報 として使用するため保有する。 ・その他住民票関係情報:国民健康保険被保 険者の住所、世帯情報を正確に把握する必要があるため。 ・地方税関係情報:保険料賦課や高額療養・ 限度額認定を的確に行うため。 ・医療保険関係情報:国民健康保険の資格・ 賦課・給付を的確に行うため。 ・・介護・高齢者福祉関係情報: 国民健康保険 の資格・賦課・給付を的確に行うため。 ・・生活保護・社会福祉関係情報: 支給等を的確 に判定するため。 ・・生活保護・社会福祉関係情報: 支給等を的確 に判定するため。 ・・その他・口座登録・連携ファイル関係情報・登	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年10月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 4.特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託事項7	住民情報システムCokas-iの構築及び運用保守等	住民情報システムCokas-iの運用保守等	事前	システム標準化・共通化に伴う修正
令和7年10月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 4.特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託事項7 ①委託内容	住民情報システムCokas-iの構築及び運用保守等	住民情報システムCokas~iの運用保守等	事前	システム標準化・共通化に伴う修正

		1. 宛右情報 1. 宛名番号、2. 受付番号、3. 保険証番号、	1 宛名来早 2 部付来早 3 神保除孝来		
		4. 氏名、5. カナ氏名、6. 通称名、7. 生年月			その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
		日、8. 性別、9. 続柄、10. 年齢、11. 住所、			
		12. 郵便番号、13. 住所コード、14. 外国人			
		区分、15. 住民登録区分、16. 前住所、17.			
		前住所郵便番号、18.前住所住所コード、1			
		19. 住外期限、20. 住民となった日・届出日、2			
			届出日、21. 住定日・届出日、22. 転出予定		
		日、23. 消除日・届出日・事由、24. 異動日・			
		届出日•事由、25. 登録年月日、26. 更新年			
		月日、27. 資格取得日・喪失日・事由、28. 送			
		付先情報(住所、郵便番号 住所コード、設定			
		日、期限 登録・更新年月日)、29. 別氏名	ド、設定日、期限 登録・更新年月日)、29. 別		
		- 10161+40	氏名		
		2. 資格情報			
	(別添1)ファイル記録項目	1. 保険証番号、2. 現住所、3. 前住所、4. 世			
		带主、5. 世帯取得日、6. 取得事由、7. 世帯		事後	
今和7年10日8日		喪失日、8. 喪失事由、9. 漢字氏名、10. カ			
		ナ氏名、11. 外国人氏名、12. 通称名氏			
		名、13. 性別、14. 年齢、15. 生年月日、1			
		6. 続柄、17. 宛名番号、18. 連絡先情報、1			
			6. 続柄、17. 宛名番号、18. 連絡先情報、1		
		20. 資格取得情報(取得日、届出日、取得事			
		由)、21. 資格喪失情報(喪失日、届出日、喪			
		失事由)、22. 資格異動情報(異動日、届出			
		日、異動事由)	失事由)、22. 資格異動情報(異動日、届出		
		23. 退職者受給情報(退該当・非該当日、届	日、異動事由)		
			23. 退職者受給情報(退該当・非該当日、届		
		24. 介護証番号	出日、退区分)		
		25. 負担割合情報	24. 介護証番号		
		26. 前期高齢者情報(区分、負担割合、基準	25. 負担割合情報		
		収入適用申請)	26. 前期高齢者情報(区分、負担割合、基準		
		27. 保険証情報、28. 高齢受給者証情報	収入適用申請)		
1		29. 学遠該当情報、30. 住所地特例情報、3	27. 資格確認書等情報、28. 高齢受給者証		
		1. 居所不明情報、32. 社保情報	情報		
		33. 後期高齢者情報、34. 旧国保被保険者	29. 学遠該当情報、30. 住所地特例情報、3		
	l	(連終票)情報 35 旧共業者(連終票)情報	1 民所不肥情報 32 社保情報		